

豊田市バスケットボール協会 会 則

第一章 総 則

第1条 本会は、『豊田市バスケットボール協会』(以下、本協会)と称する。
英字名『Toyota City Basket Ball Association』略称『TBBA』

第二章 目的と事業

第2条 本協会は、豊田市に於けるバスケットボール団体の総括機関となり、バスケットボールの健全な普及、発展を図る事を目的とする。

第3条 本協会は、目的を達成する為に、次の事業を行なう。
1. 本協会が主催するバスケットボール競技大会の運営。
2. 本協会が主催するバスケットボール教室・クラブチームの運営。
3. 豊田市、豊田市スポーツ協会からのバスケットボール競技に関する委託事業の運営。
4. 日本バスケットボール協会(IBA)、愛知県バスケットボール協会(ABA)等の行なう事業に対して援助、並びに協会役員・理事、及び選手の派遣を行なう。
5. その他、協会の目的達成に必要な事業を行なう。

第4条 本協会が行なう事業への参加は、豊田市スポーツ協会等の定める方法 又は、本協会が別に定める大会運営規定・会計規定に基づく事業参加申込書・参加費を添えて申し込むものとする。

第三章 権 利 と 義 務

第5条 本協会は、豊田市内に現住所を置く者、及び豊田市内の事業所に勤務する者で構成する。
※アマチュアバスケットボールを会員として組織することを原則とする。
※アマチュアの組織は、次のものとする。(令和6年度 組織再編成)
〔学校体育〕豊田市内の学校に在学する者。
1. 中学校体育連盟に登録 又は、属している競技者。【中学校連盟】
2. 高等学校体育連盟に登録 又は、属している競技者。【高校連盟】
〔社会体育〕
3. 豊田市スポーツ少年団に属している競技者。【少年団連盟】〔JBA(U12連盟・U15連盟)登録可〕
4. 小学生で少年団に属していない競技者。【ミニ連盟】
5. 中学生で少年団に属していない競技者。【ジュニア連盟】
6. 一般 (IBA(Ⅰ種・Ⅱ種))に登録 又は、属している競技者。【一般クラブ連盟】

第6条 本協会に加盟する場合はIBA競技者登録(ID番号取得)と、いずれかのIBA登録チームへ所属後、各所属連盟に定められた様式で申請を行い、連盟長の承認を得る事とする。

第7条 加盟(チーム&競技者)を継続する場合は、新年度毎にJBAへの登録(新規/更新)手続きを行わなければならない。

第8条 原則的には個人の加盟登録費は、徴収しない。(連盟により異なる場合あり)

第9条 本協会への加盟・脱会については、別に定める加盟 及び、脱会規定により運営・運用されるものとする。

第四章 機 関 と 役 員

第10条 本協会に次の機関を置き、協議事項がある場合に定期、及び臨時に開催する。

1. 総 会
2. 幹部会(決議機関;会長・副会長・理事長・副理事長・会計・事務局長)
3. 理事会(施行機関)
4. 連盟会議(議決機関)
5. 審判・TO部会(講習会・研修会)

第11条 本協会には、次の役員をおく。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------------|
| 1. 会 長〔1 名〕 | 6. 理事長〔1 名〕 | 11. 副連盟長〔若干名〕 |
| 2. 副会長〔若干名〕 | 7. 副理事長〔若干名〕 | 12. 審判TO部長〔1 名〕 |
| 3. 顧 問〔若干名〕 | 8. 事務局長〔1 名〕 | 13. 審判TO副部长〔若干名〕 |
| 4. 監査役〔若干名〕 | 9. 常任理事〔若干名〕 | 14. 審判部員&TO部員〔多数〕 |
| 5. 参 与〔若干名〕 | 10. 連盟長〔6 名〕 | 15. 会計〔1 名〕 |
| | | 16. 事務局員〔若干名〕 |

第12条 本協会の役員は、次の職務を遂行する。
1. 会長及び副会長は、理事会にて推薦し、連盟長会で推裁する。
*会長は、会務を総理し、本協会を代表する。
*副会長は、会長を補佐する。
2. 顧問・監査役・参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し、本協会の顧問・監査を行う。
3. 理事長・副理事長は、理事の互選により選出し、本協会の事務を総理、理事会を運営する。
4. 事務局長は、理事・連盟の推薦より理事長が承認し、本協会の事務を総括する。
5. 常任理事は、連盟の推薦により会長が委嘱し、本協会の事務を分掌する。
6. 連盟長は、各連盟の代表者で本協会の運営に関する重要事項の審議決定を行なう。

第13条 役員は、任期は、2年間とする。但し、留任を妨げない。
役員が欠けたときは、原則として補充する。
役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、職務を行なうものとする。

第14条 総会 及び、代表者会は、代表者の過半数の出席を得て成立し 議長は、役員は、推薦により決定する。
審議決定は、出席者(委任状含)の過半数をもって議決する。

第15条 理事会は、本協会の事業執行上必要があると認めた時、理事長が召集し、開催する。
理事会は、過半数の出席を得て成立し 議長は、理事長 又は、理事長が指名する者がその任にあたる。
審議決定は、出席者の過半数をもって議決する。

第16条 本協会の事業遂行上、緊急を要する時に限り、会長の承認を得て幹部会の開催と代表者会に代わり臨時の理事会を開催し、審議の議決を行なう事が出来る。

第五章 会 計

第17条 本協会の会計(経費)は、別に定める会計規定により 運営・運用されるものとする。

第六章 弔 事

第18条 本協会は、役員・理事 及び、会員の弔事(死去)があった場合、哀悼の意を込め 弔電を拝送する。

第七章 附 則

第19条 本協会は、会員 又は、その関係者(団体・個人)が協会の目的や普及・発展に対し、極めて功績が顕著と認めるときは、これを表彰するものとする。

第20条 本協会の会員 又は、役員・理事は、協会の目的達成に協力、努力をしなければならない。
この精神に反して、本協会並びに社会的秩序を著しく困惑・混乱させた者は、代表者会又は、理事会を経て、本協会からの除名又は、その権利停止処分を科せられるものとする。

第21条 本協会は、災害時や緊急時等の危機管理として、各連盟毎に独自の臨時に緊急の対応を行うものとする。
臨時に緊急の対応をする連盟は、豊田市スポーツ協会と連携・連帯を取りながら、安全を優先に遂行する。

第22条 本協会の会則は、代表者の会議を経てのみ、改定することが可能とする。

第23条 この会則は、昭和42年4月1日に制定・施行し、改定・見直しを行い現在に至る。

【制定】昭和42年 4月 1日

【改定】昭和47年 4月 1日 (第1回)	平成19年 4月16日 (第7回)
昭和52年 4月 1日 (第2回)	平成21年 4月19日 (第8回)
昭和57年 4月22日 (第3回)	平成22年 4月18日 (第9回)
平成13年 4月21日 (第4回)	平成26年 4月13日 (第10回)
平成15年 4月20日 (第5回)	平成31年 4月13日 (第11回)
平成16年 4月20日 (第6回)	令和 4年 4月10日 (第12回)
	令和 6年 4月14日 (第13回)